

平成26年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 平成26年5月20日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）（仮議席）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	九鬼裕見子
5番	山本明生	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	教育委員長	岩橋幸大
副町長	山本敏章	教育長	梅本昭二三
会計管理者	笠松眞年	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
総務政策課員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
税務課企画員	三栖啓功	産業建設課員	菅谷雄二
産業建設課員	和田精之	企画員	平田敏隆
住民生活課長		企画員	

住 民 生 活 課 企 画 員	原 宗 男	住 民 生 活 課 企 画 員	坂 本 巖
上 下 水 道 課 長	福 田 睦 巳	上 下 水 道 課 員	植 本 亮
上 下 水 道 課 企 画 員	谷 本 芳 朋	教 育 委 員 会 長	家 高 英 宏
教 育 委 員 会		総 務 課 長	
生 涯 学 習 課 長	藪 内 博 文		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1 号 上富田町議会議長の選挙について
- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選挙第 2 号 上富田町議会副議長の選挙について
- 日程第 7 選任第 1 号 上富田町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 選任第 2 号 上富田町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 選任第 3 号 上富田町議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 上富田町議会特別委員会の設置について
- 日程第 10 選挙第 3 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 11 選挙第 4 号 富田川治水組合議会議員の選挙について
- 日程第 12 選挙第 5 号 上大中清掃施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 13 選挙第 6 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 日程第 14 選挙第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 15 選挙第 8 号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 16 推薦第 1 号 上富田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 17 選出第 1 号 上富田町体育協会理事の選出について
- 日程第 18 報告第 2 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 報告第 3 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 報告第 4 号 平成 25 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 21 報告第 5 号 平成 25 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 22 報告第 6 号 平成 25 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予

算（第2号）

日程第23 報告第7号 平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
（第3号）

日程第24 報告第8号 平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3
号）

日程第25 報告第9号 平成25年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第
1号）

日程第26 報告第10号 平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
（第6号）

日程第27 報告第11号 平成25年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1
号）

日程第28 報告第12号 平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予
算（第2号）

日程第29 報告第13号 平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第2号）

日程第30 報告第14号 平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許
費繰越計算書

日程第31 議案第61号 監査委員の選任について

追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議会事務局長（平田隆文）

皆さん、おはようございます。議会事務局長の平田でございます。高座から大変失礼をいたします。

また、議員の皆様におかれましては、このたびの厳しい選挙戦を制されてのご当選まことにおめでとうございます。

本臨時会は、一般選挙後の最初の議会となります。新しい議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員さんの中で年長の議員さんが臨時に議長の職務を行うこととなっております。

したがって、出席議員さんの中で吉田議員さんが年長の議員さんとなりますので、臨時議長をお願いしたいと思います。

吉田議員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（吉田盛彦）

おはようございます。

ただいま事務局長より紹介いただきました吉田でございます。

議員の皆さんにおかれましては、今回、選挙におきましてめでたくご当選されましたこと、心からお喜びを申し上げます。

本日招集されました初議会の開会に当たり、地方自治法第 107 条の規定によって臨時に議長の職務を行います。

もとより、議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしたいと思いますので、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の栄を担って議席を得たわけであり、ここで改めて自己紹介をお願いしたいと思います、いかがなものでしょう。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

異議なしということでもあります。そのようにさせていただきます。

なお、畑山議員より、上富田町議会議員旧姓使用取扱要綱に基づいて、旧姓使用の申し出がありました。新議長が決まるまでの間、年長議員として承認しましたので、報告をしておきます。

それでは、1 番、松井議員より順次自己紹介をお願いしたいと思います。

○1 番（松井孝恵）

おはようございます。新人の松井孝恵と申します。大好きなふるさとのために、少し

でも住民の皆さんのお役に立てますように、先輩方のご意見をしっかりと拝聴しながら進めていきたいと思います。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

○2番（谷端 清）

2番、谷端清です。新人議員の谷端清です。どうぞよろしくお願い致します。教育関係のほうを勉強させていただいて、皆さんに教えていただきながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○3番（檜木正行）

おはようございます。新人の檜木正行です。障害者、高齢者のために頑張っていきたいと思います。よろしくお願い致します。

○4番（九鬼裕見子）

おはようございます。新人の九鬼裕見子です。前任の井潤議員の後を継いでの議会となりました。住民の声をしっかり町政へ届けて、皆さんが安心して暮らせる上富田町になるよう、職員の皆さんと一緒に力を合わせて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○5番（山本明生）

岡出身の山本明生です。3期目です。よろしくお願い致します。

○6番（大石哲雄）

おはようございます。やっと4期目になりました大石です。よろしくお願いを申し上げます。

○7番（畑山 豊）

おはようございます。大谷地区の選出で、私もやっと4期目になりました畑山豊です。どうぞよろしくお願い致します。

○8番（奥田 誠）

私、今回5期目の当選をさせていただきました奥田誠です。どうかよろしくお願い致します。

○9番（沖田公子）

今回、5期目当選させていただきました沖田公子でございます。公明党の議員として皆様の声を町政に届けてまいります。よろしくお願い致します。

○10番（榎本 敏）

榎本でございます。よろしくお願い致します。

○11番（木本眞次）

おはようございます。6期目の当選をさせていただきました木本眞次です。よろしくお願い致します。

○臨時議長（吉田盛彦）

高いところから失礼でありますけれども、紹介させていただきます。9期目の生馬の吉田盛彦です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これで自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回上富田町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

議員各位におかれましては、去る4月27日執行の上富田町議会議員一般選挙におきまして当選の栄を担われ、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

ご当選の感激も新たに、今後とも高い見識と豊富なご経験を生かされ、町政運営に幅広くご示唆、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私も町民の皆様のご支援を得まして、2月5日より5期目の町政をあずかることになりました。今後も町行政に課せられた諸課題に議員各位のご指導とご協力を得て誠心誠意取り組んでまいる所存でございますので、ご支援をお願いします。

さて、上富田町の行財政運営の状況について説明をしますと、上富田町は人口が約1万5,000人、面積が57.49平方キロメートルと小規模で、その特色を生かしたまちづくりを行っています。このことにつきましては、付近市町の方々から、住民の皆さんや議員の皆さん、町職員がお互いの役割や立場を尊重して、上富田町の発展に努力していると評価を受けているところでございます。

また、議会運営も、町行政が行うおのこの事業について継続審査事項として常任委員会や特別委員会で担当の職員が説明して議論を行い、理解を得て執行することに努力をしております。

しかし、上富田町は人口が増加していることから、付近市町のように過疎地域指定を受けることはできません。そのことで、町として財政的な優遇を受けることができませんし、地方交付税も少なく、財政運営は非常に厳しいものがあります。このため、行政改革推進本部を設置して行政改革に取り組んでいるところであります。

行政改革の手法としましては、まず庁内の経費の削減から取り組むことにしています。議会の皆さんにおかれましては、議員定数の削減をしましたし、行政側は職員も条例で

１５０名、もともと私が当選したときは１６４名ぐらいだったんですけど、これを条例で１５０名に下げております。現状では１２２名に削減して取り組んでいる状況です。その他のこととしましては、消耗品費とか電力料金とか旅費とか公用車の経費の節減に取り組んでいるところでございます。

一方、保健衛生費、これは医療費ですけど、それと社会福祉費が年々増加して、節減額以上に伸び、ここ数年、基金からの繰り入れで決算を行っているのが現状であります。

このことにつきましては議会へもその都度報告していますし、広報「かみとんだ」へ掲載して町民の皆様へお知らせしているところでございます。

今後、上富田町の大きな課題は財政の健全化にあり、町民の皆さん、議員の皆さんのご要望に十分応えられないことや、付近市町と比較して安価なサービスを提供している事業、例えば農業集落排水事業の使用料は周辺の市町より安価でありますし、今後、このような使用料についても改定があることのご理解をお願いしたいと思います。

まだまだ多方面にわたりご説明してご理解を得る必要がありますが、次の定例会前の委員会で説明を行いますし、説明が必要な事項につきましては、議会事務局へお伝えいただければ説明の機会を設けるので、よろしくお願いします。

次に、本臨時会に上程する議案説明は後ほど行いますので、ご理解をください。

今後とも、議員の皆様には上富田町行政運営にご協力をお願いして、開会の挨拶とします。

なお、改選後の初議会でありますので、特別職職員を紹介させていただきます。

副町長の山本敏章でございます。

○副町長（山本敏章）

山本です。どうぞよろしくお願いします。

○町長（小出隆道）

教育委員長の岩橋幸大でございます。

○教育委員長（岩橋幸大）

岩橋です。よろしくお願いします。

○町長（小出隆道）

教育長の梅本昭二三でございます。

○教育長（梅本昭二三）

梅本です。よろしくお願いします。

○町長（小出隆道）

職員につきましては副町長より紹介させていただきますので、よろしくお願いします。

○臨時議長（吉田盛彦）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、私のほうから課長並びに企画員を紹介させていただきます。

会計管理者の笠松眞年です。総務政策課企画員、まちづくりグループ長の川口孝志です。総務政策課企画員、行政グループ長の森岡真輝です。総務政策課企画員、財政情報システムグループ長の水口和洋です。総務政策課企画員、まちづくりグループの撫養充洋です。住民生活課長の和田精之です。住民生活課企画員、住民グループ長の原宗男です。住民生活課企画員、生活グループ長の平田敏隆です。住民生活課企画員、生活グループの坂本巖です。向かって右側の職員を紹介します。教育委員会総務課長の家高英宏です。教育委員会生涯学習課長の藪内博文です。産業建設課長の植本敏雄です。産業建設課企画員、建設グループ長の三栖啓功です。産業建設課企画員、産業振興グループ長の菅谷雄二です。上下水道課長の福田睦巳です。上下水道課企画員、工務グループ長の植本亮です。上下水道課企画員、業務グループ長の谷本芳朋です。税務課長の山崎一光です。税務課企画員、収納グループ長の橋本秀行です。

（各自自席で起立し挨拶をする）

以上、１９名になります。

なお、総務政策課長におきましては現在のところ空席としております。

今後ともご指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（吉田盛彦）

以上で当局の紹介を終わります。

△日程第１ 仮議席の指定について

○臨時議長（吉田盛彦）

日程第１ 仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま着席の議席とさせていただきます。よろしくお願いします。

これより議長選挙に入るわけでありましたが、ご相談を申し上げたいことがありますので、暫時休憩をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時45分

○臨時議長（吉田盛彦）

再開します。

ただいま休憩中に申し合わせを確認しましたとおり、議長、副議長、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員、富田川衛生施設組合議会議員、富田川治水組合議会議員、上大中清掃施設組合議会議員、公立紀南病院組合議会議員、田辺周辺広域市町村圏組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員、農業委員会委員、体育協会理事、監査委員など、全ての任期を向こう2年間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

△日程第2 選挙第1号

○臨時議長（吉田盛彦）

日程第2 選挙第1号、上富田町議会議長の選挙についてを議題といたします。

この際、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時55分

○臨時議長（吉田盛彦）

再開します。

岩橋教育委員長より早退届が提出されておりますので、お知らせしておきます。
事務局より、上富田町議会議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選挙第1号、上富田町議会議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

平成26年5月20日、上富田町議会臨時議長。

以上です。

○臨時議長（吉田盛彦）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票があります。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

単記無記名、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（吉田盛彦）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（吉田盛彦）

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の枠の中にご記入を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（吉田盛彦）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○臨時議長（吉田盛彦）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(議会事務局長点呼、投票)

○臨時議長（吉田盛彦）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（吉田盛彦）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、檜木正行君と9番、沖田公子君を指名します。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（吉田盛彦）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票9票、無効投票3票。

有効投票中、奥田誠君8票、大石哲雄君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、奥田誠君が上富田町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（吉田盛彦）

ただいま上富田町議会議長に当選されました奥田誠君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

議長に奥田誠君がなられました。議長席にお着き願います。

これをもちまして、私の議長の職務を終了します。ご協力どうもありがとうございました。

○議長（奥田 誠）

高いところから失礼いたしますが、お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆さんのご推挙をいただき、第26代議長の要職に就任させていただきました。身に余る光栄に存じますとともに、責任の重大さをひしひしと感じているところであります。

もとより浅学非才、未熟であります。職務遂行のために骨身を惜しまず務める覚悟でございます。

町政は、議会と執行機関の両者の協同精神で進められるものであり、厳しい財政状況の中、多様化する住民の要望に応え、質の高い住民サービスを提供するためには、町政運営により一層の創意と工夫が必要でございます。

議会運営につきましては、公正で円滑な議会運営、住民に信頼される開かれた議会を目指し、誠心誠意という言葉を経典として、その言葉どおり誠の心、誠の意志を持って頑張っている所存でございます。

今後も、町政の発展と住民福祉の向上を目指し、尽力する覚悟でございますので、議員の皆さん、また執行機関の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

△日程第3 議席の指定について

○議長（奥田 誠）

日程第3 議席の指定についてを議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることとなっております。

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（奥田 誠）

再開します。

1番議席、松井孝恵君、2番、谷端清君、3番、樫木正行君、4番、奥田誠、5番、九鬼裕見子君、6番、山本明生君、7番、大石哲雄君、8番、畑山豊君、9番、沖田公子君、10番、榎本敏君、11番、木本眞次君、12番、吉田盛彦君。以上のような

ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 12 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

なお、畑山議員の旧姓使用については改めて議長において承認したので報告いたします。

それでは、事務局より議席を発表します。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

1 番、松井孝恵議員さん、2 番、谷端清議員さん、3 番、樫木正行議員さん、4 番、奥田誠議員さん、5 番、九鬼裕見子議員さん、6 番、山本明生議員さん、7 番、大石哲雄議員さん、8 番、畑山豊議員さん、9 番、沖田公子議員さん、10 番、榎本敏議員さん、11 番、木本眞次議員さん、12 番、吉田盛彦議員さん。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ただいま報告したとおり、議席の指定をします。

指定した議席にご着席ください。

なお、この議席につきましては向こう4年間の議席とします。

（議席の移動及び議席番号の張りかえ）

△日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（奥田 誠）

日程第4 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、松井孝恵君、2番、谷端 清君を指名します。

△日程第5 会期の決定について

○議長（奥田 誠）

日程第5 会期の決定についての件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間に決しました。

△日程第6 選挙第2号

○議長(奥田 誠)

日程第6 選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙についてを議題とします。
この際、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時26分

○議長(奥田 誠)

再開します。
事務局より、上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。
事務局長。

○議会事務局長(平田隆文)

朗読いたします。
選挙第2号、上富田町議会副議長の選挙について。
地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。
平成26年5月20日、上富田町議会議長。

○議長(奥田 誠)

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票があります。いかがいたしますか。
(「単記無記名」の声あり)

○議長（奥田 誠）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（奥田 誠）

ただいまの出席議員は１２名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（奥田 誠）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（奥田 誠）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名投票であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

（議会事務局長点呼、投票）

○議長（奥田 誠）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に５番、九鬼裕見子君と１１番、木本

眞次君を指名します。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（奥田 誠）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票 10 票、無効投票 2 票。

有効投票中、山本明生君 6 票、畑山豊君 4 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、山本明生君が上富田町議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（奥田 誠）

ただいま上富田町議会副議長に当選されました山本明生君が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をします。

副議長に山本明生君がなられました。

新副議長さんに就任のご挨拶をお願いします。

○副議長（山本明生）

一言ご挨拶申し上げます。

このたび、皆様のご推挙をいただき、副議長という栄職につかせていただくことになり、この上もない光栄と責任の重大さで身の引き締まる思いであります。

甚だ微力ではありますが、議長の真後ろから町政発展のため開かれた議会を目指し、今後一層努力し、全力で頑張る所存でございます。

議員並びに執行部の皆さんの温かいご支援とご指導をお願い申し上げ、副議長就任のご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

執行部の方に申し上げます。

これからの議事につきましては議会構成ですので、退席をしていただき、構成が終わりましたら再度出席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

△日程第 7 選任第 1 号

○議長（奥田 誠）

日程第 7 選任第 1 号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。
常任委員会につきましては、委員会条例により 2 つの委員会となっておりますので、
よろしくお願いします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選任第 1 号、上富田町議会常任委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、上富田町議会常任委員会委員の
選任を行う。

選任すべき数、総務教育常任委員会 6 名、産業民生常任委員会 6 名。

平成 26 年 5 月 20 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

午後から各常任委員長、副委員長を決定したいのですが、それまでに構成の委員さん
だけを各地区でをお願いしたいと思っております。それでは、午後 1 時 30 分まで休憩
をいたしますので、その間に先に決めていただいて午後から再開した後、各委員長、副

委員長を選任していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時30分

○議長（奥田 誠）

再開します。

各常任委員会委員の皆さんの方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

総務教育常任委員会、1番、松井孝恵議員さん、2番、谷端清議員さん、4番、奥田誠議長さん、7番、大石哲雄議員さん、8番、畑山豊議員さん、11番、木本眞次議員さん、計6名です。

続きまして、産業民生常任委員会、3番、樫木正行議員さん、5番、九鬼裕見子議員さん、6番、山本明生議員さん、9番、沖田公子議員さん、10番、榎本敏議員さん、12番、吉田盛彦議員さん、計6名です。

○議長（奥田 誠）

ただいま事務局で発表したとおり、各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をしますので、それぞれの委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いします。

委員会は第1委員会室で順次お願いします。まず初めに、総務教育常任委員会、それが終わってから産業民生常任委員会の順番でお願いします。

では、暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時44分

○議長（奥田 誠）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

総務教育常任委員長に畑山豊君、副委員長に大石哲雄君。

産業民生常任委員長に吉田盛彦君、副委員長に沖田公子君。

以上のとおり選任されました。よろしくお願いします。

△日程第 8 選任第 2 号

○議長（奥田 誠）

日程第 8 選任第 2 号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選任第 2 号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6 名。

平成 26 年 5 月 20 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 45 分

再開 午後 1 時 51 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

議会運営委員会委員の皆さんの方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

発表します。

7 番、大石哲雄議員さん、8 番、畑山豊議員さん、9 番、沖田公子議員さん、10 番、榎本敏議員さん、11 番、木本眞次議員さん、12 番、吉田盛彦議員さん。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩します。

委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選任をお願いしたいと思います。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 5 8 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会運営委員会委員長に大石哲雄君、副委員長に沖田公子君が選出されました。よろしくをお願いします。

△日程第9 選任第3号

○議長（奥田 誠）

日程第9 選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（奥田 誠）

議会広報につきましては、平成１９年６月１４日付で上富田町議会広報特別委員会規程を定め、６名の委員による上富田町議会広報特別委員会を置くとしていますので、今回設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

委員の選任についてはいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（奥田 誠）

議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

議長一任といたします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 ２時００分

再開 午後 ２時１０分

○議長（奥田 誠）

再開します。

議会広報特別委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

議会広報特別委員会委員に、１番、松井孝恵議員さん、５番、九鬼裕見子議員さん、７番、大石哲雄議員さん、９番、沖田公子議員さん、１０番、榎本敏議員さん、１２番、吉田盛彦議員さん。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ただいま事務局より発表したとおり、議会広報特別委員会委員の選任については、上富田町議会広報特別委員会規程第４条の規定により、議長から指名し、決定したいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩いたしますので、委員長、副委員長の選任をお願いしたいと思います。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時15分

○議長（奥田 誠）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

議会広報特別委員会委員長に榎本敏君、副委員長に松井孝恵君が選出されました。よろしくをお願いします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時22分

○議長（奥田 誠）

再開します。

ただいま議会運営委員会で協議を行い、高速道路にかかわる対策についてを協議することにつき、引き続き特別委員会を設置することで一致しました。

つきましては、発議第1号として、上富田町議会特別委員会の設置についての件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

発議第1号、上富田町議会特別委員会の設置についての件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

△追加日程第1 発議第1号

○議長（奥田 誠）

追加日程第1 発議第1号、上富田町議会特別委員会の設置についてを議題といたし

ます。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

発議第1号、上富田町議会特別委員会の設置について。

上富田町議会委員会条例第5条第1項（特別委員会の設置）第2項（委員の定数）の規定により、議会の議決を求める。

委員会名、高速道路対策特別委員会。委員の定数、6名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本件については、6名の委員で構成する高速道路対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1 発議第1号、上富田町議会特別委員会の設置についての件は、6名の委員で構成する高速道路対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました高速道路対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において指名したいと思います。

それでは、高速道路対策特別委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

2番、谷端清議員さん、3番、樫木正行議員さん、6番、山本明生議員さん、8番、畑山豊議員さん、9番、沖田公子議員さん、11番、木本眞次議員さん。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ただいま事務局より発表したとおり、高速道路対策特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩をいたしますので、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。
暫時休憩をします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時33分

○議長（奥田 誠）

再開します。

委員長、副委員長の発表をします。

高速道路対策特別委員会委員長に畑山豊君、副委員長に沖田公子君が選出されました。
よろしく願いいたします。

△日程第10 選挙第3号

○議長（奥田 誠）

日程第10 選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

選挙第3号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙について。

富田川衛生施設組規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名します。

富田川衛生施設組合議会議員に、5番、九鬼裕見子さん、6番、山本明生君、7番、大石哲雄君、9番、沖田公子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました5番、九鬼裕見子君、6番、山本明生君、7番、大石哲雄君、9番、沖田公子君を富田川衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5番、九鬼裕見子君、6番、山本明生君、7番、大石哲雄君、9番、沖田公子君が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5番、九鬼裕見子君、6番、山本明生君、7番、大石哲雄君、9番、沖田公子君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

△日程第11 選挙第4号

○議長（奥田 誠）

日程第11 選挙第4号、富田川治水組合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

選挙第4号、富田川治水組合議会議員の選挙について。

富田川治水組合同規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川治水組合議会議員に、2番、谷端清君、3番、樫木正行君、4番、奥田誠、12番、吉田盛彦君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました2番、谷端清君、3番、樫木正行君、4番、奥田誠、12番、吉田盛彦君を富田川治水組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2番、谷端清君、3番、樫木正行君、4番、奥田誠、12番、吉田盛彦君が富田川治水組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2番、谷端清君、3番、樫木正行君、4番、奥田誠、12番、吉田盛彦君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

△日程第12 選挙第5号

○議長（奥田 誠）

日程第12 選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙についてを議題としま

す。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選挙第5号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙について。

上大中清掃施設組合規約第5条第2項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名します。

上大中清掃施設組合議会議員に、1番、松井孝恵君、8番、畑山豊君、10番、榎本敏君、11番、木本眞次君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました1番、松井孝恵君、8番、畑山豊君、10番、榎本敏君、11番、木本眞次君を上大中清掃施設組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 1 番、松井孝恵君、8 番、畑山豊君、10 番、榎本敏君、11 番、木本眞次君が上大中清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました 1 番、松井孝恵君、8 番、畑山豊君、10 番、榎本敏君、11 番、木本眞次君が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をします。

△日程第 13 選挙第 6 号

○議長（奥田 誠）

日程第 13 選挙第 6 号、公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選挙第 6 号、公立紀南病院組合議会議員の選挙について。

公立紀南病院組合規約第 6 条第 1 項の規定により、組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2 名。

平成 26 年 5 月 20 日、上富田町議会議長。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申し合わせにより現議長と、議長による指名した議員をもって充てることになっておりますので、よろしくお願いします。

指名します。

公立紀南病院組合議会議員に、7番、大石哲雄君、私、奥田誠を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました7番、大石哲雄君、私、奥田誠を公立紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7番、大石哲雄君、私、奥田誠が公立紀南病院組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました7番、大石哲雄君、私、奥田誠が議場におりますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

△日程第14 選挙第7号

○議長（奥田 誠）

日程第14 選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

選挙第7号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することにした。

本件については、申し合わせにより現議長をもって充てることとなっていますので、
よろしくお願ひします。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、奥田誠を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました私、奥田誠を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の
当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、奥田誠が和歌山県後期高齢者医療広域連合議
会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

報告します。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員については、田辺周辺広域市町村圏組合規約第5
条第2項の規定により、議長、奥田誠、副議長、山本明生君が組合議員となりますので、
報告をいたします。

△日程第15 選挙第8号

○議長（奥田 誠）

日程第15 選挙第8号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についてを議題とし
ます。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

選挙第 8 号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について。

紀南環境広域施設組合規約第 5 条の規定により、紀南環境広域施設組合議会の議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2 名。

平成 26 年 5 月 20 日、上富田町議会議長。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、紀南環境広域施設組合議会議員に、私、奥田誠と産業民生常任委員長の吉田盛彦君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました私、奥田誠と吉田盛彦君を紀南環境広域施設組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、奥田誠と吉田盛彦君が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をします。

○議長（奥田 誠）

日程第１６ 推薦第１号、上富田町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

推薦第１号、上富田町農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第１２条第２号の規定による議会推薦の農業委員に、下記の者を推薦する。

記。

氏名、吉田盛彦。住所、上富田町生馬１９４８番地の２。生年月日、昭和２１年１月３日。

平成２６年５月２０日、上富田町議会議長。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本件については、１２番、吉田盛彦君の一身上に関する件であると認められますので、地方自治法第１１７条の規定により、吉田盛彦君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、吉田盛彦君を除斥することに決しました。

吉田盛彦君の退席を求めます。

（１２番 吉田盛彦君 退席）

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

ただいま議題となっています上富田町農業委員会委員に吉田盛彦君を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、上富田町農業委員会委員に吉田盛彦君を推薦することに決しました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

○議長（奥田 誠）

再開します。

ただいま、吉田盛彦君を上富田町農業委員会委員に推薦することに決しましたので、報告します。

△日程第17 選出第1号

○議長（奥田 誠）

日程第17 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。

選挙すべき数、2名。

平成26年5月20日、上富田町議会議長。

○議長（奥田 誠）

選出についていかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（奥田 誠）

議長一任の声があります。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

議長一任とします。

上富田町体育協会理事に、1番、松井孝恵君、2番、谷端清君を指名します。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しましたとおり決しました。

町当局の出席を求めるため、暫時休憩をします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時59分

○議長（奥田 誠）

再開します。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

本臨時会に上程し、ご審議をお願いいたします諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げる前に、ただいま、各関連法令、条例等の規定に基づき議会構成が組み込まれたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議長さんには4番、奥田誠氏が、副議長さんには6番、山本明生氏が選出されました。また、それぞれの委員会並びに一部事務組合におきましても各議員さんのご決定をいただき、まことに心強い限りでございます。ここに改めてお喜びを申し上げるとともに、今後の議会運営並びに諸活動につきましても何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項としましては条例の一部改正が2件、平成25年度上富田町の一般会計、特別会計の補正予算が合わせて9件、繰越明許費繰越計算書が2件、専決処分していますので報告し、承認を求めるものでございます。また、議案としては人事案件1件がございます。

それでは、諸議案についてご説明をいたします。

報告第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例から報告第14号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書につきましての11件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法の第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

報告第2号は、上富田町税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な概要は、法人税法において、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げ

られたことや、軽自動車税につきましては軽四輪車及び小型特殊自動車の標準税率の引き上げられたこと等に伴う所要の規定の改正であります。

報告第3号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本条例につきましては、報告第2号と同様に地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な概要は、国民健康保険の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ等に伴う改正でございます。

次に、報告第4号は、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回の補正は、各事業費の精査及び平成25年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、既定額から1億8,821万5,000円を減額し、予算総額を62億3,408万4,000円と定め、3月31日付専決処分をいたしました。

一部繰越明許費となり、若干の繰越金が見込まれますが、財政調整基金及び減債基金からの繰り入れを行った厳しい決算見込みとなります。

報告第5号は、平成25年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

防災行政無線デジタル化整備事業、産業振興施設整備事業、大内谷残土処分場整備事業、消防救急デジタル無線整備事業、生馬小学校整備事業が年度内に完成しなかったため、平成26年度へ3億9,894万1,000円を繰り越しています。

次に、報告第6号から報告第14号までは、平成25年度の各特別会計の補正予算及び公共下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書であります。

一般会計と同様に各事業費の精査及び平成25年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、3月31日付で専決処分をしております。

議案第61号は、監査委員の選任についてであります。重要人事案件でございますので、選任同意方よろしくお願い申し上げます。

以上が本臨時会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第18 報告第2号～日程第30 報告第14号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第18 報告第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件から、日程第30 報告第14号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費

繰越計算書の件まで、13件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

それでは、私からは報告第2号及び報告第3号をご説明申し上げます。

報告第2号及び報告第3号は地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。

それでは、報告第2号をご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

第1条、上富田町税条例の一部を次のように改正する。

以下、1ページから8ページまで改正部分に係る改め分を掲載しておりますけれども新旧対照表のほうがわかりやすいと思いますので、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

恐れ入ります、9ページをお願いいたします。

9ページ、第23条第2項及び第3項は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う改正でございます。

10ページをお願いいたします。

第34条の4は、法人税率の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う改正でございます。

48条関係及び11ページの第52条は、法人税法における外国税額控除制度の新設及び外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う改正でございます。

12ページをお願いいたします。

第82条は、軽自動車の税率の引き上げについての改正でございます。

13ページの附則第4条の2は、租税特別措置法改正に伴う所要の措置でございます。

14ページをお願いします。

第6条から20ページの第6条の3第3項までは、課税標準の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、今回削除となっております。

恐れ入ります、21ページをお願いいたします。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用を3年間延長する改正でございます。

第10条の3第9項は、耐震改修が行われた既存建築物について、固定資産税の税額措置を創設したものでございます。

22ページをお願いいたします。

第16条は、三輪以上の軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から起算して一定期間を経過した軽自動車について、おおむね20%の経年車重課を課すことを新設したものでございます。

23ページをお願いいたします。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

24ページをお願いいたします。

第19条から第19条の3は、法改正に合わせ規定の明確化と所要の整備をしたものでございます。

26ページをお願いいたします。

第21条は、移行一般社団法人等に係る非課税措置を廃止したものでございます。

27ページの第22条から32ページの第23条第2項までの東日本大震災に係る特例に関する規定につきましては、今回削除となっております。

34ページ、35ページをお願いいたします。

この部分につきましては、平成25年第4回12月定例会におきまして議決をいただきました本条例の改正条例についてでございますけれども、今回の法改正に合わせ、所要の措置を講ずるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。ただし、軽自動車税の税率の引き上げ等施行期日の異なる規定が幾つかございます。それぞれの施行期日につきましては、5ページの附則に記載しておりますので、まことに申しわけございません、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、報告第3号をご説明申し上げます。

これも先ほど申し上げましたように、このたびの税制改正による改正でございます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正点につきまして、新旧対照表でご説明申し上げますので、恐れ入りますが2ページをお願いいたします。

2ページ、第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に引き上げる改正でございます。

同条第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円に引き上げる改正でございます。

3ページをお願いいたします。

第23条につきましては、平等割、均等割の5割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得の算定における被保険者数に世帯主を含めること、2割軽減の対象となる世帯においては、被保険者の数に乗すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げる改正でございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとなっております。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

報告第4号、第5号につきましてご説明いたします。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第3号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,821万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,408万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきまして、1款町税では、既定額から今回389万9,000円を減額し、14億512万8,000円と定めています。

2款地方譲与税では、既定額から780万1,000円を減額。

3款利子割交付金では、既定額から51万9,000円を減額。

4款配当割交付金では、既定額に556万2,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金では、既定額に1,144万7,000円を追加。

6款地方消費税交付金では、既定額から54万6,000円を減額。

7 款ゴルフ場利用税交付金では、既定額から 6 7 6 万 5, 0 0 0 円を減額。

8 款自動車取得税交付金では、既定額から 1 0 3 万 2, 0 0 0 円を減額。

9 款地方特例交付金では、既定額から 7 4 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 0 款地方交付税では、既定額に 4, 2 7 9 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 1 款交通安全対策特別交付金では、既定額から 4 8 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 2 款分担金及び負担金では、既定額に 2 8 7 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 3 款使用料及び手数料では、既定額に 1 3 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 4 款国庫支出金では、既定額から 2, 2 8 1 万 3, 0 0 0 円を減額。

1 5 款県支出金では、既定額から 2, 6 3 6 万 2, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

1 6 款財産収入では、既定額から 4 6 7 万 9, 0 0 0 円を減額。

1 7 款寄附金では、既定額に 3 9 万円を追加。

1 8 款繰入金では、既定額から 1 億 7, 7 9 0 万円を減額。

2 0 款諸収入では、既定額に 2, 1 5 2 万 3, 0 0 0 円を追加。

2 1 款町債では、既定額から 1, 9 3 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

歳入合計では、既定額から今回 1 億 8, 8 2 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、6 2 億 3, 4 0 8 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次に、歳出につきまして、1 款議会費では、既定額から今回 1 5 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、8, 6 4 0 万 2, 0 0 0 円と定めています。

2 款総務費では、既定額から 2, 5 0 6 万 8, 0 0 0 円を減額。

3 款民生費では、既定額から 8, 7 2 5 万 8, 0 0 0 円を減額。

4 款衛生費では、既定額から 6 4 4 万 1, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費では、既定額から 1, 4 9 0 万 3, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

6 款商工費では、既定額から 5 3 万 1, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費では、既定額から 2, 3 5 0 万 6, 0 0 0 円を減額。

8 款消防費では、既定額から 3 3 6 万 4, 0 0 0 円を減額。

9 款教育費では、既定額から 1, 9 6 9 万 4, 0 0 0 円を減額。

1 0 款災害復旧費では、既定額から 1 8 5 万 2, 0 0 0 円を減額。

1 1 款公債費では、既定額から 4 0 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

歳出合計では、既定額から今回 1 億 8, 8 2 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、6 2 億 3, 4 0 8 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。

年度内に事業が完成しなかったため、平成26年度へ繰り越しを予定しております。

2款総務費の防災行政無線デジタル化整備事業で1億1,285万7,000円。

7款土木費の産業振興施設整備事業で760万円、大内谷残土処分場整備事業で2億6,601万7,000円。

8款消防費の消防救急デジタル無線整備事業で229万2,000円。

9款教育費の生馬小学校整備事業で1,017万5,000円。

5事業合計では3億9,894万1,000円となっております。

第3表、地方債補正です。

まず、変更では、防災対策整備事業につきましては、限度額を480万円減額し、限度額4億7,250万円に、道路橋梁等整備事業につきましては、限度額を10万円減額し、限度額190万円に、消防施設整備事業につきましては、限度額を280万円減額し、限度額2,700万円に、臨時財政対策債につきましては、限度額を819万5,000円減額し、限度額2億5,590万5,000円としてございます。

次のページをお願いいたします。

廃止では、災害援護資金で、限度額350万円は該当がなかったことから廃止としております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして。今回の補正は、各事業の精査及び本年度の実質収支を見込んだ最終補正となっております。このページから13ページまでの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出から説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では、各経費の精査によりまして、既定額より152万7,000円を減額し、8,640万2,000円と定めています。主なものとしましては、役務費で、定例会等議事録筆耕翻訳料10万9,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費の一般管理費では、経費の精査により750万4,000円の減額をしてございます。主なものとしまして、29ページの負担金、補助及び交付金で、共済組合長期分追加費用負担金ほかで404万9,000円を減額してございます。

財産管理費では404万円の追加で、主なものとしまして、次の30ページをお願いいたします。積立金で、小集落改良住宅基金積立金ほかで502万6,000円を追加

してございます。

防災対策費では、経費の精査により 5 7 5 万円を減額してございます。防災行政無線デジタル化整備事業で 1 億 1, 2 8 5 万 7, 0 0 0 円を平成 2 6 年度へ繰り越すこととしてございます。

交通安全対策費では、経費の精査により 1 5 7 万 8, 0 0 0 円を減額してございます。次のページをお願いいたします。

企画費では、1 万 9, 0 0 0 円を減額。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業では、経費の精査により 8 8 万円を減額。

人権推進費では、経費の精査により 7 万 8, 0 0 0 円を減額。

男女共同参画社会推進費では、精査により 4 万 3, 0 0 0 円を減額。

地籍調査費では、経費の精査により 1 6 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

賦課徴収費では、各経費の精査により 1 7 3 万 8, 0 0 0 円を減額してございます。

戸籍住民基本台帳費では、経費の精査により 2 0 5 万円を減額。

次のページをお願いいたします。

選挙管理委員会費では、1 5 万 3, 0 0 0 円を減額。

参議院議員通常選挙費では、1 1 1 万 8, 0 0 0 円を減額。

町長選挙費では、4 7 9 万 6, 0 0 0 円を減額。

農業委員会委員選挙費では、3 1 8 万 8, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

統計調査総務費では、2, 0 0 0 円を減額。

指定統計調査費では、7, 0 0 0 円を減額。

監査委員費では、4 万 2, 0 0 0 円を減額。

3 款民生費の社会福祉総務費では 6 3 6 万 3, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして、次の 4 0 ページをお願いいたします。

繰出金で特別会計介護保険繰出金 5 6 6 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。

老人福祉費では、1 0 3 万 5, 0 0 0 円を減額。

障害福祉費では、扶助費等の精査によりまして 1, 5 4 0 万 3, 0 0 0 円を減額してございます。

社会・児童福祉医療費では、3, 5 9 3 万 5, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、繰出金で特別会計国民健康保険繰出金 2, 8 4 8 万 5, 0 0 0

円、後期高齢者医療繰出金 6 2 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

児童福祉総務費では、3 0 万 8, 0 0 0 円を減額。

保育所運営費では、経費の精査により 7 1 3 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

保育所整備事業費では 6 1 6 万 7, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして、工事請負費の生馬、岩田保育所除却工事請負費の精査により 5 9 4 万円の減額を行ってございます。

児童措置費では、児童手当費で 2 7 4 万 5, 0 0 0 円を減額。

災害救助費では、1, 1 9 0 万円の減額。

4 款衛生費の保健衛生総務費では 6 5 5 万 5, 0 0 0 円の追加で、主なものとしまして次のページをお願いいたします。

繰出金で、特別会計診療所事業繰出金 7 5 4 万 9, 0 0 0 円を措置してございます。

予防費では、9 0 4 万 5, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして、委託料で肺がん検診委託料ほか 8 2 0 万 8, 0 0 0 円を減額してございます。

環境衛生費では、4, 0 0 0 円を減額。

清掃総務費では、経費の精査により 3 9 4 万 7, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

5 款農林水産業費の農業委員会費では、2 4 万 1, 0 0 0 円を減額。

農業総務費では 7 0 7 万 1, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして次の 5 0 ページをお願いいたします。

繰出金で、特別会計農業集落排水事業繰出金 4 0 3 万 4, 0 0 0 円を減額してございます。

農業振興費では、経費の精査により 5 0 3 万 7, 0 0 0 円を減額してございます。

土地改良施設維持管理適正化事業費では、4 万 4, 0 0 0 円を減額。

小規模土地改良事業費では、4 1 万 5, 0 0 0 円を減額。

林業総務費では、経費の精査により 2 0 9 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

6 款商工費の商工総務費では、精査により 5 3 万 1, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費の土木総務費では、4 万 2, 0 0 0 円を減額。

道路橋梁総務費では、経費の精査により 1 6 9 万 9, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

道路橋梁維持費では、4 5 1 万 6, 0 0 0 円を減額。

高速道路推進費では、1, 1 7 6 万 8, 0 0 0 円を減額。

産業振興施設整備事業で760万円、大内谷残土処分場整備事業で2億6,601万7,000円を26年度へ繰り越すこととしてございます。

社会資本整備総合交付金では、17万9,000円を減額。

河川総務費では、3万4,000円を減額。

河川改良費では、補正額はございませんが、事業精査により積立金で河川環境整備基金積立金204万3,000円を追加してございます。

都市計画費では、212万1,000円を減額。主なものとしましては、特別会計公共下水道事業繰出金220万7,000円を減額してございます。

住宅管理費では、経費の精査により35万円を減額。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、定住促進住宅管理委託料等で243万5,000円、工事請負費で445万6,000円を減額。積立金で、上富田町定住促進住宅基金積立金755万7,000円を追加してございます。

公営住宅建設事業費では、事業の精査により279万7,000円を減額。

8款消防費の常備消防費では、346万3,000円を減額。消防救急デジタル無線整備事業で229万2,000円を平成26年度へ繰り越すこととしてございます。

非常備消防費では、11万7,000円の追加で、主なものとしまして、報償費で消防団員退職報償金ほか78万7,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

水防費では、1万8,000円を減額。

9款教育費の教育委員会費では、精査により10万4,000円を減額。

事務局費では、精査により41万9,000円を減額。

学校管理費では、精査により379万9,000円を減額。

次の61ページをお願いいたします。

教育振興費では、15万1,000円を減額。

生馬小学校整備事業では、5万5,000円を追加。1,017万5,000円を平成26年度へ繰り越すこととしてございます。

中学校費の学校管理費では、精査により67万7,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

教育振興費では、精査により51万円を減額。

社会教育総務費では、精査により116万1,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

生涯学習事業では、103万5,000円を減額。

公民館運営費では、61万6,000円を追加。主なものとしまして、需用費で61万9,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

人権教育推進費では、150万6,000円を減額。

青少年対策費では、18万7,000円の追加。

児童館運営費では、56万円を減額。

放課後児童対策費では、6万7,000円を減額。

図書館運営費では、30万7,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

文化会館運営費では、経費の精査により237万2,000円を減額。

保健体育総務費では、109万4,000円を追加。主なものとしまして、職員手当等で135万円を追加してございます。

次の70ページをお願いいたします。

体育施設管理費では、897万8,000円を減額。主なものとしまして、工事請負費の体育施設トイレ改修工事請負費ほかで765万6,000円を減額してございます。

10款災害復旧費の単独災害復旧事業では、159万9,000円を減額。

農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧費では、22万円を減額。

現年発生農業用施設災害復旧事業費では、3万3,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

11款公債費の元金では、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。利子では407万1,000円を減額してございます。

次の73ページ、74ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書です。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきますので、14ページをお願いします。

歳入につきまして、今回の補正に係る財源でございます。

1款町税の法人では、389万9,000円を減額。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税では、91万4,000円を減額。

自動車重量譲与税では、688万7,000円を減額。

3款利子割交付金では、51万9,000円を減額。

4款配当割交付金では、556万2,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金では、1,144万7,000円を追加。

6款地方消費税交付金では、54万6,000円を減額。

7款ゴルフ場利用税交付金では、676万5,000円を減額。

8 款自動車取得税交付金では、1 0 3 万 2, 0 0 0 円を減額。

9 款地方特例交付金の減収補てん特例交付金では、7 4 万 8, 0 0 0 円を減額。

次のページをお願いいたします。

1 0 款地方交付税では、4, 2 7 9 万 6, 0 0 0 円の追加で、普通交付税が1 5 億 8, 8 9 9 万 8, 0 0 0 円、特別交付税が2 億 4, 5 7 9 万 8, 0 0 0 円と確定してございます。

1 1 款交通安全対策特別交付金では、4 8 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 2 款分担金及び負担金の民生費負担金では、1 1 6 万円を追加。

農林業費負担金では、1 6 8 万 6, 0 0 0 円を追加。

災害復旧費負担金では、3 万円を追加。

1 3 款使用料及び手数料の使用料では、合計で1 2 8 万 2, 0 0 0 円の追加で、主なものとしまして、定住促進住宅使用料1 7 3 万 5, 0 0 0 円を追加してございます。

手数料では、合計で1 1 4 万 4, 0 0 0 円の減額で、次のページをお願いいたします。主なものとしましては、清掃手数料1 4 8 万 8, 0 0 0 円を減額してございます。

1 4 款国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金では6 4 5 万 2, 0 0 0 円の減額で、主なものとしまして、障害者自立支援給付費負担金2 2 5 万円、児童手当負担金2 2 3 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。

国庫補助金では、各事業の精査により、次の2 0 ページをお願いいたします。合計で1, 4 1 7 万 6, 0 0 0 円を減額してございます。

委託金では、合計で2 1 8 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

1 5 款県支出金の県負担金では、5 5 0 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

県補助金では、次のページをお願いいたします。2 2 ページをお願いいたします。事業の精査により、合計で2, 0 8 1 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

委託金では、総務費委託金で3 万 4, 0 0 0 円を減額してございます。

1 6 款財産収入の利子及び配当金では、5 万 6, 0 0 0 円を追加。

財産売払収入では、4 7 3 万 5, 0 0 0 円を減額。

1 7 款寄附金では、次のページをお願いいたします。合計で3 9 万円を追加。

1 8 款繰入金の基金繰入金では、各基金合計で1 億 7, 7 9 0 万円を減額してございます。

2 0 款諸収入では、町預金利子で1 万円を減額、納付金では1 万 5, 0 0 0 円を減額、雑入では建設残土処分料2, 1 0 9 万 7, 0 0 0 円ほかによりまして、合計で2, 1 5 3 万 3, 0 0 0 円を追加してございます。

2 1 款町債では、各事業の精査によりまして、次の2 6 ページをお願いいたします。

合計で1, 939万5, 000円を減額してございます。

以上が、3月31日付をもって専決した内容でございます。何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第5号についてご説明申し上げます。

報告第5号、平成25年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費では、防災行政無線デジタル化整備事業で、繰越額1億1, 285万7, 000円。

7款土木費では、産業振興施設整備事業で760万円、大内谷残土処分場整備事業で2億6, 601万7, 000円。

8款消防費では、消防救急デジタル無線整備事業で229万2, 000円。

9款教育費では、生馬小学校整備事業で1, 017万5, 000円。

5事業合計で、3億9, 894万1, 000円となっております。

財源内訳としましては、国庫支出金で337万5, 000円、地方債が1億2, 120万円、諸収入で1億932万6, 000円、一般財源が1億6, 504万円となっております。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、専決第3号の第2条によりご説明申し上げました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして、財源内訳とともに報告するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

よろしくお願いいたします。

それでは、報告第6号から報告第9号についてご説明申し上げます。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第4号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第4号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成25年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ353万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,952万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におけます3月末の国保加入世帯数は2,805世帯で、被保険者数は5,000人となっております。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補助金等の確定により精査してございます。

歳入です。

9款繰入金では、既定額から6,390万2,000円を減額。

10款繰越金では、既定額に6,743万8,000円を増額。

歳入合計といたしまして、既定額に353万6,000円を増額。合計としまして21億2,952万7,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費では、既定額から267万1,000円を減額。

2款保険給付費では、既定額から2,369万6,000円を減額。

3款後期高齢者支援金等及び6款の介護納付金では、補正額はございませんが、財源の内訳を変更してございます。

8款保健事業費では、既定額から8万7,000円を減額。

9款基金積立金では、既定額に2,999万円を増額。

歳出合計といたしまして、既定額に353万6,000円を増額し、21億2,952万7,000円と定めています。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましてはお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

9 款繰入金の 1 目一般会計繰入金で 2, 8 4 8 万 5, 0 0 0 円を減額しております。主なものといたしましては、財政安定化支援事業繰入金で 1, 6 9 8 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

2 項基金繰入金で、3, 5 4 1 万 7, 0 0 0 円を減額しております。基金の繰越金はありません。

1 0 款繰越金で、6, 7 4 3 万 8, 0 0 0 円を増額しております。2 4 年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費で、合計 2 2 4 万 3, 0 0 0 円を減額しております。主なものとしまして、委託料で 1 2 5 万 9, 0 0 0 円を減額しております。

8 ページをお願いします。

2 項徴税費で、今回 3 9 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

3 項運営協議会費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査を行っております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、2, 1 1 4 万 6, 0 0 0 円を減額。

4 項出産育児諸費で、2 5 5 万円を減額。

次のページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等及び 6 款介護納付金では財源内訳の変更を行っております。

8 款保健事業費、2 項保健事業費につきましては、所要の経費の見直し、精査を行っております。

1 0 ページをお願いします。

9 款基金積立金につきましては、今回、2, 9 9 9 万円を増額しております。

なお、基金につきましては、2 5 年度末残高は 1 億 8, 0 0 2 万 6, 4 6 4 円となると見込んでございます。

次の 1 1 ページ、1 2 ページの給与費明細につきましてはお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 7 号をお願いします。

報告第 7 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第5号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成25年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ176万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,388万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計におきます3月末の被保険者数は1,886名となっております。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補助金等の確定により精査してございます。

歳入でございます。

1款保険料では、既定額から113万5,000円を減額。

2款繰入金では、既定額から62万9,000円を減額。

4款諸収入では、既定額から2,000円を減額。

歳入合計といたしまして、既定額から176万6,000円を減額し、2億4,388万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から44万3,000円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から113万5,000円を減額。

4款公債費では、既定額から18万8,000円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額から176万6,000円を減額し、2億4,388万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましてはお目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1 款保険料につきましては、1 1 3 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

2 款繰入金につきましては、一般会計繰入金で 6 2 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

4 款諸収入につきましては、それぞれ精査をしてございます。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費の 1 項総務管理費、2 項徴収費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上してございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の確定により 1 1 3 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

8 ページをお願いします。

4 款公債費につきましては、一時借入金はございませんので、全額減額としております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 8 号をお願いします。

報告第 8 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 6 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 6 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）。

平成 2 5 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2, 0 5 2 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 億 2, 7 1 5 万 2, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における 3 月末の第 1 号被保険者数は 3, 5 5 0 名で、認定者数は 7

66名、受給者数は614名となっております。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補助金等の確定により精査してございます。

歳入です。

1款保険料では、既定額に1,111万1,000円を追加。

2款使用料及び手数料では、既定額から1,000円を減額。

3款国庫支出金では、既定額から475万1,000円を減額。

4款支払基金交付金では、既定額から905万3,000円を減額。

5款県支出金では、既定額から64万7,000円を減額。

6款財産収入では、既定額から2,000円を減額。

7款繰入金では、既定額から1,815万9,000円を減額。

次のページをお願いします。

9款諸収入では、既定額に97万5,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から2,052万7,000円を減額し、12億2,715万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、既定額から118万2,000円を減額。

2款保険給付費では、既定額から1,753万5,000円を減額。

3款公債費では、既定額から150万円を減額。

4款地域支援事業費では、既定額から31万円を減額。

次のページをお願いします。

歳出合計といたしまして、既定額から2,052万7,000円を減額し、12億2,715万2,000円と定めております。

次のページをお願いします。

6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましてはお目通しをお願いします。

8ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料の第1号被保険者保険料で、1,111万1,000円を増額。

2款使用料及び手数料で、1,000円を減額。

3款国庫支出金、1項国庫負担金で、284万円を減額。

2 項国庫補助金では、次のページをお願いします。合計で 1 9 1 万 1 , 0 0 0 円を減額してございます。

4 款支払基金交付金で、9 0 5 万 3 , 0 0 0 円を減額。

5 款県支出金、1 項県負担金では、5 7 万 5 , 0 0 0 円を減額。

2 項県補助金では、7 万 2 , 0 0 0 円を減額。

1 0 ページをお願いします。

6 款財産収入では、2 , 0 0 0 円を減額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金では、合計としまして 5 6 6 万 2 , 0 0 0 円を減額。

2 項基金繰入金では 1 , 2 4 9 万 7 , 0 0 0 円を減額。

なお、基金につきましては、本年度、2 5 年度末の基金残高は 1 , 7 1 0 万 4 , 5 4 1 円となると見込んでございます。

次のページをお願いします。

9 款諸収入、1 項町預金利子では、1 , 0 0 0 円を減額。

2 項雑入では、9 7 万 6 , 0 0 0 円を増額してございます。

1 2 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費につきましては、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上してございます。

次のページをお願いします。

2 項徴収費、3 項介護認定調査費につきましても、それぞれ所要の経費の見直し及び精査をして計上してございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。それぞれ所要の経費の見直しと財源の見直しを行ってございます。

1 4 ページをお願いします。

5、介護サービス等諸費で、1 , 6 1 1 万 5 , 0 0 0 円を減額してございます。

2 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の認定者に係る分でございます。経費の見直し及び財源の見直しを行い、次のページをお願いします。合計で 1 8 8 万 6 , 0 0 0 円を増額してございます。

3 項その他諸費、4 項高額介護サービス等費もそれぞれ精査をして計上してございます。

1 6 ページをお願いします。

5 項高額医療合算介護サービス等費で、2 3 7 万 7 , 0 0 0 円を減額。

6 項特定入所者介護サービス等費で 1 0 9 万 9 , 0 0 0 円を減額してございます。

3 款公債費につきましては、一時借入金はございませんので、150 万円全額を減額してございます。

次のページをお願いします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費では、所要の経費等の精査により、106 万円を減額してございます。

2 項包括的支援事業・任意事業費につきましても、18 ページ、19 ページをお願いします。それぞれ経費の見直し及び財源の見直しも行い、75 万円を増額してございます。

次の20 ページをお願いします。

20 ページ、21 ページの給与費明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告第9号をお願いいたします。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第7号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ671万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,771万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。事業の確定により精査してございます。

歳入でございます。

1 款診療収入では、既定額から1,435万3,000円を減額。

2 款使用料及び手数料では、既定額に8万4,000円を増額。

3 款繰入金では、既定額に 7 5 4 万 9, 0 0 0 円を増額。

4 款諸収入では、新たに 3, 0 0 0 円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額から 6 7 1 万 7, 0 0 0 円を減額し、3, 7 7 1 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、既定額から 3 1 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

2 款医業費では、既定額から 3 1 1 万 8, 0 0 0 円を減額。

3 款公債費では、既定額から 4 5 万円を減額。

歳出合計といたしまして、既定額から 6 7 1 万 7, 0 0 0 円を減額し、3, 7 7 1 万 4, 0 0 0 円と定めています。

次のページをお願いします。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましてはお目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款診療収入の 1 項外来収入につきましては、合計としまして 1, 2 9 9 万円を減額。

2 項その他の診療収入につきましては、1 3 6 万 3, 0 0 0 円を減額してございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、8 万 4, 0 0 0 円増額してございます。

次のページをお願いします。

3 款繰入金につきましては、一般会計繰入金で 7 5 4 万 9, 0 0 0 円を増額してございます。

4 款諸収入につきましては、新たに 3, 0 0 0 円を増額してございます。

8 ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款総務費につきましては、所要の経費の見直し及び精査をしまして、次のページをお願いします。合計としまして 3 1 4 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

2 款医業費につきましては、所要の経費の見直し及び精査をして、1 0 ページをお願いします。合計としまして 3 1 1 万 8, 0 0 0 円を減額してございます。

3 款公債費につきましては、一時借入金はございませんので、全額減額としております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

4時15分まで休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時15分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

報告第10号についてご説明申し上げます。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第8号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第6号）。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第8号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第6号）。

平成25年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,426万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,545万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

歳入合計では、既定額から2,426万5,000円を減額し、8億5,545万円

と定めてございます。

歳出につきましても精査してございます。既定額から2,426万5,000円を減額し、8億5,545万円と定めてございます。

3ページの事項別明細書、総括につきましてはお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額から5,203万5,000円を減額し、4億3,687万9,000円、雑入では既定額に2,662万1,000円を追加し、4億1,742万1,000円、合計では既定額から2,541万4,000円を減額し、8億5,430万1,000円としてございます。

分担金及び負担金、宅地造成事業負担金、既定額に114万9,000円を追加し、114万9,000円としてございます。これにつきましては、本郷取りつけ道路設置工事に伴います地元負担金となつてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

宅地造成事業費、今回、事業費の精査によりまして既定額から1,216万9,000円を減額し、4,245万5,000円としてございます。

続きまして、残土処理場事業費でございます。既定額から559万6,000円を減額し、3億6,363万1,000円としてございます。これにつきましても事業費の精査によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

公債費、利子、既定額から650万円を減額し、ゼロとしてございます。一時借入金利子の減額となつてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

私のほうからは、報告第11号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第9号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成25年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ81万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ763万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

なお、補正につきましては、事業の精査によるものでございますので、よろしくお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入では、1款財産収入で、既定額から1万8,000円を減額。

2款繰入金で、既定額から211万4,000円を減額。

3款繰越金で、既定額から1,000円を減額。

4款諸収入で、既定額に今回132万2,000円を追加。

歳入合計では、既定額から81万1,000円を減額して、763万円と定めております。

歳出では、1款総務費で、既定額から81万1,000円を減額。

歳出合計では、既定額から81万1,000円を減額して、763万円と定めております。

次のページをお願いします。

この3ページにつきましては歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきまして、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1款財産収入、1目利子及び配当金で、既定額から1万8,000円を減額。これにつきましては基金利子でございます。

2款の繰入金、1目奨学基金繰入金で、既定額から211万4,000円を減額。貸

付金元利収入の増額によって基金からの繰入金を減額するものでございます。

なお、２５年度末の基金残高は６１４万８，１６８円の見込みでございます。

３款繰越金、１目繰越金で１，０００円を減額。

４款諸収入、１目延滞金で１，０００円を減額。

２項の町預金利子、１目町預金利子で１，０００円を減額。

次のページをお願いします。

３項の貸付金元利収入、１目の奨学事業貸付金元利収入で１３２万４，０００円を追加して７２０万４，０００円と定めてございます。これにつきましては、繰上償還等によっての増額となっております。

３、歳出では、１款総務費、１目一般管理費で８１万１，０００円を減額しております。主なものとしましては、２１節の奨学貸付金７９万２，０００円の減額となっております。

なお、最終貸付件数につきましては、新規１０件、継続２４件の計３４件の７６０万８，０００円となっております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、福田君。

○上下水道課長（福田睦巳）

私からは、報告第１２号から報告第１４号についてご説明申し上げます。

報告第１２号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第１０号、平成２５年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第２号）。

平成２６年５月２０日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第１０号、平成２５年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第２号）。

平成２５年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４３４万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８，２１１万８，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

歳入につきましては、今回、事業費の確定により、一般会計繰入金403万4,000円の減額を初めとする補正であります。

歳入合計、既定額から434万3,000円を減額し、1億8,211万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳出につきましても、事業費の精査により減額をしております。

歳出合計、既定額から434万3,000円を減額し、1億8,211万8,000円と定めています。

次の4ページ、5ページの事項別明細書につきましてはお目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金、今回、新規加入1基減に伴う減額で、既定額から9万6,000円を減額し、241万6,000円と定めています。

使用料及び手数料、農業集落排水使用料、既定額から21万1,000円を減額し、4,473万円。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から403万4,000円を減額し、1億3,496万6,000円。

諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円。

雑入、既定額から1,000円を減額し、6,000円と定めています。電柱の占用料金であります。

次のページをお願いします。

3、歳出。

農業集落排水事業費、総務費、今回、既定額から10万1,000円を減額し、892万円と定めています。主なものとしましては、職員手当等の時間外勤務手当25万3,000円の減額、事業費の確定による污水处理施設維持管理委託料23万2,000円の増額であります。

施設維持管理費、既定額から411万7,000円を減額し、5,555万円と定め

ています。これにつきましては、各地区の施設維持管理費の精査による減額であります。主なものとしましては、次のページの工事請負費で市ノ瀬北岸地区と生馬地区の下水道管布設工事請負費 2 9 8 万 8, 0 0 0 円の減額であります。

公債費、利子、既定額から 1 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、3, 1 0 8 万円と定めています。一時借入金の利子の減額であります。

9 ページの給与費明細書につきましてはお目通しをお願いします。

続きまして、報告第 1 3 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 1 1 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 6 年 5 月 2 0 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 1 1 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 5 年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 6 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9, 3 0 9 万 5, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

歳入につきましては、今回、事業費の確定により精査しております。

次のページをお願いします。

歳入合計、既定額から 4 6 2 万 8, 0 0 0 円を減額し、2 億 9, 3 0 9 万 5, 0 0 0

円と定めています。

4 ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出につきましても精査しております。

歳出合計、既定額から462万8,000円を減額し、2億9,309万5,000円と定めています。

5 ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。

公共下水道事業で年度内に完成しなかったため、今回、9,477万3,000円の繰り越しでございます。

6 ページをお願いします。

第3表、地方債補正です。

地方債の変更でございまして、事業費の確定により限度額7,850万円から600万円を減額し、7,250万円と定めています。

次のページをお願いします。

7 ページ、8 ページの事項別明細書につきましてはお目通しをお願いします。

9 ページをお願いします。

2、歳入です。

分担金及び負担金、公共下水道受益者負担金、今回、既定額に393万5,000円を追加し、1,149万7,000円と定めています。

使用料及び手数料、公共下水道使用料、既定額に207万3,000円を追加し、3,535万9,000円。

国庫支出金、公共下水道事業費国庫補助金、既定額から300万円を減額し、4,200万円。

財産収入、利子及び配当金、既定額に8万円を追加し、21万円。

繰入金、一般会計繰入金、既定額から220万7,000円を減額し、1億2,000万1,000円。

次のページをお願いします。

下水道事業基金繰入金、既定額から46万6,000円を減額し、806万4,000円。

諸収入、町預金利子、既定額から1,000円を減額し、ゼロ円。

雑入、既定額に95万8,000円を減額し、95万9,000円。消費税還付金であります。

町債、公共下水道事業債、既定額から600万円を減額し、7,250万円と定めています。

次のページをお願いします。

3、歳出です。

公共下水道事業費、既定額に251万4,000円を追加し、1億5,904万6,000円と定めています。

主なものとしましては、事業費の精査による管渠詳細設計等業務委託料300万1,000円の減額と、下水道管布設工事請負費548万5,000円の減額であります。

積立金につきましても精査し、1,211万5,000円の増額をしております。これによりまして、平成25年度末の基金総額は2億2,347万5,000円となる見込みです。

施設維持管理費、既定額から602万6,000円を減額し、2,698万2,000円としております。これにつきましては、浄化センター、朝来污水中継ポンプ場等維持管理費の精査による減額であります。

次のページをお願いします。

公債費、利子、既定額から111万6,000円を減額し、3,780万6,000円としています。償還金利子と一時借入金の利子であります。

次のページをお願いします。

13ページの給与費明細書につきましてはお目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第14号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書であります。

今回、事業名、公共下水道事業として、1億5,904万6,000円の事業費に対しまして、翌年度へ9,477万3,000円を繰り越ししております。これにつきましては、管渠詳細設計等業務委託料と朝来地区の上村橋から丹田台方面の下水道管24工区、25工区の布設工事の繰り越しでございます。

平成26年5月20日提出、上富田町長小出隆道。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

本日の会議時間につきましては、会議の都合により、会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長します。

これより審議に入ります。

△日程第 18 報告第 2 号

○議長（奥田 誠）

日程第 18 報告第 2 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、九鬼君。

○5 番（九鬼裕見子）

専決の第 2 号、上富田町の国民健康保険税条例の一部改正する条例についてですけど、それによる住民負担はどれぐらいになりますか。それと……

○議長（奥田 誠）

国民健康保険、3 号になる。今第 2 号。

○5 番（九鬼裕見子）

報告第 3 号です。すみません。

○議長（奥田 誠）

今聞いているのは報告第 2 号。その次に出ますので。

○5 番（九鬼裕見子）

報告第 2 号も住民負担はどうなりますかという。一つずつ聞いたらいいんですか。まとめてたので、まとめて聞くのかなと思ったんですけど。すみません。

○議長（奥田 誠）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

5 番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

報告第 2 号によります上富田町税条例の改正によりまして、例えば自動車税の関係ですと住民負担当然出てまいります。平成 27 年 4 月 1 日から新規で新車を買われた場合には税金が上がりますし、さらに、経年重課という言葉で表現されておりますが、新車から 14 年を経過した車につきましては平成 28 年 4 月 1 日から課税 20% 程度が乗せられるということでございますので、何がしかの住民負担は出てまいります。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（奥田 誠）

それでは、本件について異議ありの声がありますので、本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第19 報告第3号

○議長（奥田 誠）

日程第19 報告第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第20 報告第4号

○議長（奥田 誠）

日程第20 報告第4号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

まず、歳出、27ページから74ページで一括でお願いします。

質疑はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

5番、九鬼裕見子です。

報告第4号で建設残土の増収になってる……

○議長（奥田 誠）

ページ数を言ってもらえたら。27ページから74ページで一括でお願いしたいので、ページ数を言ってから質疑をお願いします。

○5番（九鬼裕見子）

ページ数が46ページですけど、特別会計診療所事業拠出金というのは、なぜこれだけ拠出しているのか、その中身について。46ページですけど。

○議長（奥田 誠）

繰出金。

○5番（九鬼裕見子）

繰出金についての中身というか、それを説明いただきたいんですけど。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

5 番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

この追加の診療所事業繰出金 7 5 4 万 9, 0 0 0 円につきましては、後ほどもありますけれども、診療所会計の赤字分を補填するための財源として一般会計から繰り入れをしております。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ほかに歳出の中で質疑はありませんか。

7 番、大石君。

○7 番（大石哲雄）

4 3 ページの保育所運営費、節の 1 1、需用費の給食費のことですけれども、3 0 2 万 8, 0 0 0 円の減額になっておるんですが、これは単なる予算からの計算の差額か、それともこの給食費、質ともに満足してるのか、減らしてるのではないかということだけお願いします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

7 番、大石議員さんにお答えします。

給食費のマイナス 3 0 2 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、事業精査による減額ということで、ご理解のほどよろしくお願いします。内容等は変わってございません。

○議長（奥田 誠）

ほかに歳出で質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

それでは、歳入に入ります。

歳入、1 4 ページから 2 6 ページで質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議ありがとうございますので、本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（奥田 誠）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第21 報告第5号

○議長（奥田 誠）

日程第21 報告第5号、平成25年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、畑山君。

○8番（畑山 豊）

これ数字的なものは何もないんですけれども、大内谷の残土処分場、ここの出入りについてはなかなか気をつけて運搬車両出入りしてくれてるので余り問題はないんですけれども、例えばあらぼり地区から残土搬出する、そういう道路の仕様の、恐らく現場はかなりかたい土壌の現場であるんやけれども、特に今高雄ボタンのあの辺から排土出ているんですけれども、そのちょうど国道へ出る間の約100メートルぐらいの距離しかないんですけれども、ちょうどその町道がかなり傷んでおります。これ町内会の要望事項なんかでも今回恐らく要望が出てくるかと思うんですが、きょうは改選があつて初めての初議会なので、ちょっと報告させてもらいます。この道路の調査など是可以する限り短期間でしてもらいたいと思うので、そこらをちょっといかがなものかお聞かせください。

○議長（奥田 誠）

畑山議員さん、そういう状況の中で今の道路の補修等について調査していろんなことはやっていってくれるのかということによろしいんですね。

○8番（畑山 豊）

そうです。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、三栖君。

○産業建設課企画員（三栖啓功）

8番、畑山議員さんの質問にお答えします。

先日、国交省の工事の中で地元の住民の方からその意見も出ております。今工事、一部は杉谷産業のほうで仮設道の工事やっておりますので、その工事が終わりました時点で国交省と協議しまして、今の白舗装の分の残地になってるところを調査しまして、すぐまた国交省と協議して、国のほうでなるべくなら舗装していただくような格好に要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成25年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第22 報告第6号

○議長（奥田 誠）

日程第22 報告第6号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議ありの声がありますので、本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第23 報告第7号

○議長(奥田 誠)

日程第23 報告第7号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議ありの声がありますので、本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第24 報告第8号

○議長(奥田 誠)

日程第24 報告第8号、平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議ありがとうございますので、本件は承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第25 報告第9号

○議長(奥田 誠)

日程第25 報告第9号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

12番、吉田君。

○12番(吉田盛彦)

ちょっと教えてください。

診療所、いわゆるこれは3月で約1年になって、見積もりしたということで、九鬼さんも質問してましたけれども、754万9,000円の赤字を出した、それを一般会計から、前の1,482万1,000円を足して、合計2,237万円、いわゆる赤字がふえてきたということになると思うんですけども、それにつきまして、その内訳ですね。どういう形になって、患者数がどれぐらいでという詳しいデータがあれば教えていただきたいと思います。

○議長(奥田 誠)

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長(和田精之)

12番、吉田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、患者数でございますけれども、1年間で実績で患者数の実人数ということで1,720名。これは実でございます。延べにしまして2,800人ということで、そのうち、3月にも吉田議員さんのほうからご質問いただいておりますので、町内、町外の患者数をご報告させていただきます。

患者数実人数で1,720名のうち、町内が1,445名、町外が275名となって

ございます。

あと、赤字の要因につきましては、当初予算のほうではやはり訪問診療等々いろいろ考えてはいたんですけれども、何分にも相手がございまして、委託先の国立南和歌山病院とも協議もしているんですけれども、なかなか実施がちょっと難しいということで、結果として2, 200万程度の赤字ということになってございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

12番、吉田君。

○12番（吉田盛彦）

よくわかりましたけれども、一日平均というのは、これ割ればいいのかな。一回割ってくれる。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

12番、吉田議員さんにお答えいたします。

昨年の4月からことしの3月までで実日数が234日ということで、延べで割りまして約12名ということで、一日当たり12名の方が市ノ瀬診療所へ診療を受けに来られているということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより報告第9号、平成25年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第26 報告第10号

○議長(奥田 誠)

日程第26 報告第10号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第6号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第10号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第6号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、承認することに決しました。

△日程第27 報告第11号

○議長(奥田 誠)

日程第27 報告第11号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1

号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第11号、平成25年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第28 報告第12号

○議長(奥田 誠)

日程第28 報告第12号、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第12号、平成25年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第29 報告第13号

○議長(奥田 誠)

日程第29 報告第13号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第 30 報告第 14 号

○議長（奥田 誠）

日程第 30 報告第 14 号、平成 25 年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 14 号、平成 25 年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第 31 議案第 61 号

○議長（奥田 誠）

日程第 31 議案第 61 号、監査委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

議案第 61 号を説明します。

議案第61号は監査委員の選任についてでございます。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名は、大石哲雄氏でございます。住所は、上富田町岩田1650番地の5でございます。生年月日は昭和23年3月17日でございます。

大石氏は、議員活動も長く、特に前の議長でございまして、行財政に精通していますので、監査委員に適任と思っていますので、選任、同意方よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本件については、7番、大石哲雄君の一身上に関する件と認められますから、地方自治法第117条の規定により、大石哲雄君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、大石哲雄君を除斥することに決しました。

大石哲雄君の退席を求めます。

（7番 大石哲雄君 退席）

○議長（奥田 誠）

本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号、監査委員の選任について同意を求める

件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時06分

再開 午後 5時06分

○議長(奥田 誠)

再開します。

大石哲雄議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されましたので、ご報告申し上げます。

お諮りします。

お手元に配付していますとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出があります。

これらの申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

△追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長(奥田 誠)

追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成26年5月20日、上富田町議会議長奥田誠殿。

総務教育常任委員会委員長畑山豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は、所管事項のうち下記事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記。

調査事項。

1) 条例改正等について、2) 消防・防災・防犯関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、18) 学校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習（教育目標）の推進について、21) 上富田スポーツセンターについて、22) 上富田文化会館について、23) 国民体育大会について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長吉田盛彦。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網の整備）について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 定住促進住宅について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 合併浄化槽について、18) 福祉関係について、19) 保育所関係について、20) 環境衛生について、21) 保健衛生について、22) 介護保険について、23) 医療保険について、24)

診療所について。

高速道路対策特別委員会委員長畑山豊。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長榎本敏。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長大石哲雄。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ただいま朗読しましたとおり、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成26年第2回町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会で議長さん、副議長さん、また常任委員会、特別委員会等の議会構成をいただきました。

議案としまして、報告したとおり、条例関係、平成25年度の一般会計及び特別会計の補正予算と、人事案件として監査委員の選任同意について、大石哲雄氏を選任同意いただきましたこと、まことにありがとうございます。

補正予算につきましては、決算に近い金額であります、5月31日の出納閉鎖で決算することになっています。状況ですが、平成25年度は24年度と比較して厳しい決

算となります。開会の挨拶でお願いしましたように、今後の課題としては財政健全化に取り組む必要がありますので、ご協力をお願いします。

また、皆さんとは今後４年間、上富田町第４次総合計画に基づきまして、上富田町の明るいまちづくりに取り組むことになっていますが、１つでも町民の皆さんの期待に沿えるよう行政運営を行いますので、ご協力をお願いして、閉会の挨拶とします。

ありがとうございました。

△閉 会

○議長（奥田 誠）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了しました。

これにて平成２６年第２回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて平成２６年第２回上富田町議会臨時会を閉会します。

皆さん、どうもきょうはご苦労さんでございました。

閉会 午後 ５時１３分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長

奥田 誠

上富田町議会臨時議長

吉田 盛彦

議事録署名議員

松井 孝恵

議事録署名議員

谷端 清